

定 款 (案)

平成11年	6月21日	制 定
平成11年	8月 3日	改 正
平成13年	8月23日	改 正
平成14年	2月18日	改 正
平成16年	6月28日	改 正
平成19年	7月24日	改 正
平成20年	7月 8日	改 正
平成20年	12月18日	改 正
平成26年	2月14日	改 正
平成27年	7月 8日	改 正
令和 3年	10月11日	改 正
令和 5年	月 日	改 正

全国米穀販売事業共済協同組合

定 款

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本組合は、全国米穀販売事業共済協同組合と称する。

(地 区)

第 3 条 本組合の地区は、全国の区域とする。

(事務所の所在地)

第 4 条 本組合は、事務所を東京都中央区に置く。

(公告の方法)

第 5 条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは、日本経済新聞に掲載する。ただし、解散に伴う債権者に対する公告は、官報に掲載して行う。

(規 約)

第 6 条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約等で定める。

2 規約及び共済規程の設定、変更又は廃止は総会の議決を経なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、規約及び共済規程に掲げる事項の変更のうち、軽微な変更については、総会の議決を要しないものとする。この場合、総会の議決を要しない事項の範囲及び変更の内容について書面又は電磁的方法により組合員に通知するものとする。

第 2 章 事 業

(事 業)

第 7 条 本組合は、第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合員の取り扱う米穀及び関連商品等の共同購買、共同販売
- (2) 組合員の取り扱う米穀及び関連商品等の共同保管
- (3) 組合員の取り扱う米穀及び関連商品等の共同宣伝
- (4) 組合員の取り扱う米穀についての商品券の発行
- (5) 組合員の事業に関する調査、研究
- (6) 組合員に対する事業資金の貸付け及び組合員のためにするその借入れ
- (7) 削除
- (8) 設備リースに関する事業
- (9) 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

- (10) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- (11) 組合員のためにする建物等に生ずる損害又は生命に生ずる傷害をうめるための火災・生命共済事業
- (12) 米穀等の寄託物の保管倉庫事業
- (13) 組合員の福利厚生に関する事業
- (14) 前各号の事業に附帯する事業

第3章 組合員

(組合員の資格)

第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次のとおりとする。

- (1) 「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」第47条（米穀の出荷又は販売の事業の届出）に基づき、届出をした事業者
 - (2) 前号の事業者により組織された団体で、構成員のための米穀の共同購買・共同販売又は教育・情報提供事業を行う事業協同組合又はその連合会
 - (3) 前各号の事業者又は米穀等食糧流通に携る事業者で、かつ、本組合共済事業を利用する者を組合員とする事業協同組合
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者は、組合員になることができない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）
 - (2) 暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者
 - (3) 暴力団員等を不当に利用していると認められる者
 - (4) 暴力団員等に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者
 - (5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(加入)

第9条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、本組合に加入することができる。

2 本組合は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を議決する。

(加入者の出資払込み)

第10条 前条第1項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みを行うものとする。ただし、他の組合員から持分の全部又は一部を承継する場合は、この限りではない。

(自由脱退)

第11条 組合員は、あらかじめ本組合に通知したうえで、事業年度の末日において脱退することができる。

2 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面で行うものとする。

(除名)

第12条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を総会の議決によって除名することができる。

- (1) 長期間にわたって本組合の事業を利用しない組合員
- (2) 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員
- (3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
- (4) 本組合の事業の利用について不正の行為を行った組合員
- (5) 犯罪その他信用を失う行為を行った組合員
- (6) 第8条第2項各号の一に該当する組合員

2 前項の場合、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

(脱退者の持分の払戻し)

第13条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額(本組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額)を限度として持分を払戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

(使用料又は手数料)

第14条 本組合は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

2 前項の使用料又は手数料は、規約で定める額又は率を限度として、理事会で定める。

(経費の賦課)

第15条 本組合は、その行う事業(共済事業を除く。)の費用(使用料又は手数料をもって充てるべきものを除く。)に充てるため、組合員に経費を賦課することができる。

2 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、総会において定める。

(共済金の削減及び共済掛金の追徴)

第15条の2 共済事業において損失金が生じ、積立金その他の取り崩しにより補填することができない場合は、総会の議決により共済金を削減及び共済掛金を追徴することができるものとする。

2 共済金の削減は、損失金をその事業年度に支払う共済金総額と個々の共済契約者に支払う共済金との割合により、共済金の支払いを受ける個々の共済契約者に割り当てて行うものとする。

3 共済掛金の追徴は、損失金をその事業年度の各共済契約者より徴収する共済掛金の総額と各共済契約者より徴収する共済掛金との割合により、各共済契約者に割り当てて行うものとする。

(出資口数の減少)

第16条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ本組合に通知した上で、事業年度の末日において出資口数の減少を請求することができる。

- (1) 事業を休止したとき
- (2) 事業の一部を廃止したとき
- (3) その他やむを得ない理由があるとき

- 2 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面で行うものとする。
- 3 本組合は、第1項の請求があったときは、理事会において、その諾否を議決する。
- 4 出資口数の減少については、第13条（脱退者の持分の払いもどし）の規定を準用する。

（届 出）

第17条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本組合に届け出るものとする。

- （1）名称、代表者及び事業を行う場所を変更したとき
- （2）事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき
- （3）出資の総額が1億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が100人を超えたとき

（組合員名簿の作成、備置き及び閲覧）

第17条の2 本組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載するものとする。

- （1）名称、代表者名、出資の総額、常時使用する従業員の数及び住所
- （2）加入の年月日
- （3）出資口数及び金額並びにその払い込みの年月日

2 本組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

3 組合員及び本組合の債権者は、本組合に対して、その業務取扱時間内はいつでも、組合員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は正当な理由なくしてこれを拒むことができない。

（過 怠 金）

第18条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員に対し、総会の議決により、過怠金を課することができる。

- （1）第7条第1項第9号に規定する団体協約に違反した組合員
- （2）第12条第1項第2号から第4号までに掲げる行為のあった組合員
- （3）第17条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした組合員

2 前項の場合、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

（会計帳簿等の閲覧等）

第18条の2 組合員は、総組合員の10分の1以上の同意を得て、本組合に対して、その業務取扱時間内はいつでも、会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写を請求することができる。この場合においては、本組合は、正当な理由なくしてこれを拒むことができない。

第4章 出資及び持分

（出資1口の金額）

第19条 出資1口の金額は、5万円とする。

(出資の払込み)

第20条 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

(延滞金)

第21条 本組合は、組合員が使用料、手数料、経費、過怠金その他本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで年利10.95%の割合で延滞金を徴収することができる。

(持分)

第22条 組合員の持分は、本組合の正味財産について、その出資口数に応じて算定する。

2 持分の算定に当っては、1円未満の数は切り捨てるものとする。

第5章 役員、顧問、相談役

(役員の数等)

第23条 役員の数等は、次のとおりとする。

(1) 理事 23人以上31人以内

(2) 監事 3人以上5人以内

2 第8条第2項各号の一に該当する者は役員になることができない。

(役員任期)

第24条 役員任期は、次のとおりとする。

(1) 理事 2年又は就任後において開催される第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を延長する。

(2) 監事 2年又は就任後において開催される第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を延長する。

2 前項の期間中に補欠(定数の増加に伴う場合の補充を含む。)のため選出された役員任期は、現任者の残任期間とする。

3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において新たに選出された役員任期は、第1項に規定する任期とする。

4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により前条に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

(員外理事)

第25条 理事のうち、組合員又は組合員たる法人の役員でない者は、第23条第1号(理事の定数)の7人を超えることができない。

(員外監事)

第25条の2 監事のうち1人以上は、組合員又は組合員たる法人の役員若しくは使用人以外の者で、就任前5年間に本組合の理事若しくは使用人又は本組合の子会社の取締役、会計

参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、執行役若しくは使用人でなかった者でなければならない。

（役付理事の選出）

第26条 役付理事として、理事のうち1人を理事長とし、理事会において選出する。

2 その他の役付理事として、1人以上5人以内を副理事長、1人又は2人を専務理事、1人以上4人以内を常務理事とし、理事会において選出することができる。

（代表理事の職務等）

第26条の2 理事長は代表理事として、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。

2 理事長は、本組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。

3 任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選定された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。

4 本組合は、理事長その他の代理人が、その職務を行う際、第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

5 理事長の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗できない。

6 理事長は、総会の議決によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

7 本組合は、代表理事以外の理事に副理事長その他組合を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責を負う。

（常任監事の選任及び常任監事並びに監事の職務）

第27条 監事のうち1人を常任監事とし、監事の互選によって定める。

2 常任監事及び監事は、理事の職務の執行を監査する。

3 常任監事及び監事は、いつでも理事及び会計責任者、その他の職員に対して事業に関する報告を求め、又は、本組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

（理事の忠実義務）

第28条 理事は、法令、定款及び規約の定め並びに総会の決議を遵守し、本組合のため忠実にその職務を遂行するものとする。

（役員を選任）

第29条 役員を選任は、総会の議決による。

2 前項の議決は、推薦会議において推薦された者（以下「候補者」という。）について行う。

3 推薦会議は、別表に掲げる地域毎に同表に掲げる人数の推薦委員をもって構成される。

4 推薦委員は、前項の地域に属する組合員を代表するものとして当該地域に属する組合員の過半数の承認を得て選出される。

5 推薦会議が役員候補者を決定する場合は、その構成員の過半数が出席し、その3分の2以上の多数の賛成がなければならない。

6 第1項の議決は、無記名投票によって行う。ただし、総会において出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決により投票以外の方法を定めた場合はその方法による。

7 2人以上の理事又は監事を選任する場合にあっては、第1項の議決は、候補者を区分して行ってはならない。

8 役員を選任に関する事項は、本条で定めるもののほか規約で定める。

(役員報酬)

第30条 役員に対する報酬は、理事と監事を区分して総会において定める。

(顧問及び相談役)

第31条 本組合に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は学識経験のある者又は本組合に功労のあった者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

第6章 総会、理事会、常任理事会、常勤役員会及び委員会

(総会の招集)

第32条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎事業年度終了後3月以内に、臨時総会は必要があるときは何時でも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

(総会招集の手續)

第33条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所（当該場所を定める場合に限り、当該場所に存しない組合員が当該総会に出席する方法を含む。）又は開催の方法（当該総会の場所を定めない場合に限り、組合員が当該総会に出席するために必要な事項を含む。）を記載した書面を各組合員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。

2 総会において、役員を選任を行う場合には、前項の通知書に第29条第2項の規定によって推薦された候補者の氏名を記載するものとする。

3 前項までの規定にかかわらず、本組合は、組合員全員の同意があるときは招集の手續を経ることなく総会を開催することができる。

4 本組合は、希望する組合員に対しては、第1項の規定による総会招集通知並びに決算関係書類、事業報告書及び監査報告の提供を電磁的方法により行うことができる。

(書面又は代理人による議決権の行使)

第34条 組合員は、前条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。この場合には、その組合員の法人に属する常勤役員若しくは常時使用する使用人又は他の組合員でなければ代理人となることができない。

2 代理人が代理することができる組合員の数は、4人以内とする。

3 組合員は第1項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。

4 代理人は、代理権を証する書面を本組合に提出しなければならない。この場合において電磁的方法により議決権を行うときは書面に代えて代理権を電磁的方法により証明する

ことができる。

(総会の議事)

第35条 総会の議事は、中小企業等協同組合法（以下「法」という。）に特別の定めがある場合を除いて、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議長)

第36条 総会の議長は、総会ごとに、出席した組合員又は組合員たる法人の代表者のうちから選任する。

(緊急議案)

第37条 総会においては、出席した組合員（書面又は代理人により議決権を行使する者を除く。）の3分の2以上の同意を得たときに限り、第32条の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案とすることができる。

(総会の議決事項)

第38条 総会においては、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 借入金残高の最高限度
- (2) 1組合員に対する貸付残高の最高限度
- (3) その他理事会において必要と認める事項

(総会の議事録)

第39条 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって、総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項について、これを議事録に記載又は記録する。

(理事会の招集)

第40条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が事故又は欠員のときは、副理事長が、理事長及び副理事長がともに事故又は欠員のときは専務理事が、理事長、副理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは常務理事が、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事がともに事故又は欠員のときは他の理事が、それぞれあらかじめ理事会において定めた順位に従い、招集する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事及び監事は、必要があると認めるときは何時でも、理事長に対し、会議の目的たる事項を記載した書面を提出して、理事会を招集すべきことを請求することができる。
- 4 前項の請求を行った理事及び監事は、同項の請求を行った日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を会日とする理事会の招集通知が発せられないときは、みずから理事会を招集することができる。

(理事会招集の手続)

第41条 理事会の招集は、会日の5日前までに、会議の目的たる事項並びに日時及び場所（当該場所を定める場合に限り、当該場所に存しない理事及び監事が当該理事会に出席する方法を含む。）又は開催の方法（当該理事会の場所を定めない場合に限り、理事及び監事が当

該理事会に出席するために必要な事項を含む。)を記載した書面を各理事及び各監事に発してするものとする。ただし、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を省略することができる。

2 本組合は、希望する理事及び監事に対しては、第1項の規定による理事会招集通知を電磁的方法により行うことができる。

(理事会の決議)

第42条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3 理事は書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該議案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

5 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

第43条 削除

(理事会の議決事項)

第44条 理事会は、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に提出する議案

(2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

(理事会の議長及び議事録)

第45条 理事会においては、理事長がその議長となる。

2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した理事及び監事は、記名押印するものとする。

3 前項の議事録には、理事会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項について、記載又は記録する。

(常任理事会及び議決事項)

第46条 常任理事会は、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事を以てこれを組織する。

2 常任理事会は、別に定めるもののほか次の事項を審議決定する。

(1) 理事会に提出する議案

(2) 事業の執行に関する事項

(3) その他理事長が必要と認める事項

(常勤役員会及び協議事項)

第46条の2 常勤役員会は、常勤の理事及び常任の監事をもってこれを組織する。

2 常勤役員会の協議事項その他運営に関する事項は、規程で定める。

(常任理事会の議長及び議事録)

第47条 常任理事会には、第45条第1項の規定を準用する。

2 常任理事会の議事録については第45条第2項の規定を準用する。

(常勤役員会の議長及び議事録)

第47条の2 常勤役員会には、第45条第1項の規定を準用する。

2 常勤役員会の議事録については、第45条第2項の規定を準用する。

(委員会)

第48条 本組合は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として、委員会を置くことができる。

2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規程で定める。

第7章 賛助会員

(賛助会員)

第49条 本組合は、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者を賛助会員とすることができる。ただし、賛助会員は、本組合において、法に定める組合員には該当しないものとする。

2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規程で定める。

第8章 会 計

(事業年度)

第50条 本組合の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

(利益準備金)

第51条 本組合は、出資総額に相当する金額に達するまでは、当期純利益金額(ただし、前期繰越損失がある場合には、これをてん補した後の金額。以下、第53条及び第54条において同じ。)の5分の1以上を利益準備金として積み立てるものとする。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩さない。

(資本剰余金)

第52条 本組合は、減資差益(第13条ただし書きの規定によって払いもどしをしない金額を含む。)は、資本剰余金として積み立てるものとする。

(特別積立金)

第53条 本組合は、当期純利益金額の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。

2 前項の積立金は、損失のてん補に充てるものとする。ただし、出資総額に相当する金額を超える部分については、損失がない場合に限り、総会の議決によって損失のてん補以外の支出に充てることができる。

(責任準備金及び支払準備金)

第53条の2 本組合は、共済事業の将来の債務を確実に履行するため、別に定める責任準備金及び支払準備金を積み立てるものとする。

(教育情報費用繰越金)

第54条 本組合は、第7条第10号の事業(教育情報事業)の費用に充てるため、当期純利益金額の20分の1以上を翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当又は繰越し)

第55条 本組合は損失をてん補し、第51条の規定による利益準備金、第53条の規定による特別積立金及び前条の規定による教育情報費用繰越金を控除してなお剰余があるときは、総会の議決によりこれを組合員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当の方法)

第56条 前条の配当は、総会の議決を経て、事業年度末における組合員の出資額、若しくは組合員がその事業年度において本組合の事業を利用した分量に応じて行うものとする。

2 事業年度末における組合員の出資額に応じてする配当は、年1割を超えないものとする。

3 配当金の計算については、第22条第2項(持分)の規定を準用する。

(損失金の処理)

第57条 損失金のてん補は、特別積立金、利益準備金、資本剰余金の順序にしたがって行うものとする。

(職員退職給与引当金)

第58条 本組合は、事業年度ごとに、職員退職金規程に基づいて職員退職給与引当金を計上するものとする。

附 則

1. この定款は、平成11年6月21日から施行する。
2. 設立当時の役員の任期は、第24条の規定にかかわらず、最初の通常総会の終結時までとする。
3. 最初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、本組合の設立の日から平成12年3月31日までとする。

(別表)

地 域	定 数
北海道	1人
東 北	1人
関 東	3人
中 部	2人
近 畿	3人
中四国	2人
九 州	2人
計	14人

関東：茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、新潟
中部：富山、石川、福井、岐阜、静岡、愛知、三重

附 則 (平成11年8月3日改正)

1. 定款第7条第1号・2・3・4・5・6・7・8・9・11・12号、第18条第1号、第23条第2号、第25条、第38条第2号および第54条の追加、改正は、平成11年8月3日より施行する。

附 則 (平成13年8月23日改正)

1. 定款第2条、第4条、第23条および第26条第1項の改正は、平成13年10月1日より施行する。

附 則 (平成14年2月18日改正)

1. 定款第29条第3項(附則別表の字句改訂)は平成14年2月18日より施行する。
2. 定款第23条(字句改訂)、第26条第1項(字句改訂)及び第31条(字句改訂)の改正は、平成14年5月15日より施行する。

附 則 (平成19年7月24日改正)

1. 定款第2条(字句改訂)、第5条(字句改訂)、第6条(字句改訂)、第7条第6号(字句改訂)、第7号(削除)、第15条第1項(字句改訂)、第15条の2(追加)、第17条第3号(追加)、第17条の2(追加)、第18条の2(追加)、第24条第1号(字句改訂)、第24条第2号(字句改訂)、第25条(字句改訂)、第26条第1項(字句改訂)、第28条(字句改訂)、第33条第1項(字句改訂)、第33条第3項(追加)、第38条第2号(字句改訂)、第39条第1項(字句改訂)、第39条第2項第3～10号(字句改訂)、第42条1項(字句改訂)、第42条第2項(追加)、第42条第3項(追加)、第43条(削除)、第45条第2項(字句改訂)、第45条第3項(追加)、第51条第1項(字句改訂)、第53条の2(追加)は平成19年7月24日より施行する。

附 則（平成20年7月8日改正）

1. 定款第8条第3号(追加)、第18条第1項第3号(字句改訂)、第25条の2(追加)、第27条第2項及び第3項(字句改訂)、第30条(字句改訂)、第32条第2項(字句改訂)、第38条第2号(字句改訂)、第39条第2項第10号(字句改訂)、第40条第5項(追加)、第41条(字句改訂)、第45条第3項第3号・第5号・第9号・第11号③④(字句改訂)は平成20年7月8日より施行する。

附 則（平成20年12月18日改正）

1. 定款第4条(字句改訂)は平成20年12月18日より施行する。

附 則（平成26年2月14日改正）

1. 定款第23条第1号の改正は、平成26年6月12日より施行する。

附 則（平成27年7月8日改正）

1. 定款第42条第2項(追加)、第42条第3項(追加)、第48条第1項(字句改訂)は、平成27年7月8日より施行する。

附 則（令和3年10月11日改正）

1. 定款第6条第3項(字句改訂)、第8条第2項(追加)、第12条第1項第6号(追加)、第15条の2表題部(字句改訂)、第15条の2第1項(字句改訂)、第15条の2第2項(字句改訂)、第15条の2第3項(字句改訂)及び(字句追加)、第23条第2項(追加)、第26条表題部(字句改訂)、第26条第1項(字句改訂)、第26条の2(新設)、第26条第2項・第3項・第4項・第5項・第6項(第26条の2に移設)、第33条第1項(字句改訂)、第33条第4項、(追加)、第34条第3項(追加)、第34条第4項(追加)、第39条第1項(字句改訂)、第39条第2項第2号(字句改訂)、第41条第1項(字句改訂)、第41条第2項(追加)、第42条第3項(字句改訂)、第42条第4項(字句改訂)、第45条第2項(字句改訂)、第45条第3項第2号(字句改訂)、第45条第4項第1号(字句削除)及び(字句改訂)は令和3年11月11日より施行する。

附 則（令和5年〇〇月〇〇日改正）

1. 定款第4条(字句改訂)、第5条(字句改訂)、第8条第1項第1号(字句改訂)、第9条第1項(字句改訂)、第9条第2項(字句改訂)、第11条第1項(字句改訂)、第12条第1項(字句改訂)、第13条(字句改訂)、第16条第1項(字句改訂)、第16条第3項(字句改訂)、第17条の2第3項(字句改訂)、第18条の2(字句改訂)、第24条第1項第1号(字句改訂)、第24条第1項第2号(字句改訂)、第24条第2項(字句改訂)、第25条(字句改訂)、第26条第1項(字句改訂)、第26条第2項(追加)、第26条の2表題部(字句改訂)、第26条の2第1項から第5項まで(字句改訂)、第6項及び第7項(新設)、第6章表題部(字句改訂)、第39条第1項(字句改訂)、第39条第2項(削除)、第40条第3項及び第4項(字句改訂)、第5項(削除)、第45条第3項(字句改訂)、第46条の2(新設)、第47条の2(新設)、第48条第2項(字句改訂)、第51条表題部及び第1項(字句改訂)、第52条(字句改訂)、第53条第1項(字句改訂)、第54条(字句改訂)、第55条(字句改訂)、第57条(字句改訂)は令和5年〇〇月〇〇日から施行する。

(施行日は農林水産大臣の認可があった日)

